

土砂災害防止法に基づく 警戒区域等の指定について

土砂災害警戒区域等における
土砂災害防止対策の推進に関する
法律



広島県



1

土砂法ビデオ

2

1 土砂災害とは

3

土砂災害の種類

土石流

山や谷(溪流)の土、石、木などが、大雨や長雨等による水と混じり合って、すごい勢い(およそ時速40~50km)で流れてくるものをいいます。



がけ崩れ

急傾斜地(傾斜の角度30度以上で高さが5m以上のもの)において、大雨や長雨などにより雨水が地面にしみこみ、緩んだ“がけ”がとつぜん崩れ落ちるものです。



地すべり

大雨や長雨等により雨水が地面にしみこみ、水の力によって持ち上げられた地面が広い範囲にわたりゆっくりと動き出すものをいいます。



4

平成11年6月29日豪雨災害

○被害の状況

- ◆死者行方不明者 32名
- ◆全壊家屋154棟，半壊家屋101棟

○土砂災害の発生状況

- ◆土石流等災害 139件
- ◆がけ崩れ災害 186件

5

平成11年6月29日豪雨災害

土砂災害発生状況(土石流)

土砂災害発生状況(がけ崩れ)



広島市佐伯区



呉市

6

平成26年8月20日土砂災害

○被害の状況

- ◆死者 77名
- ◆全壊家屋133棟，半壊家屋122棟

○土砂災害の発生状況

- ◆土石流等災害 107件
- ◆がけ崩れ災害 59件

7

平成26年8月20日土砂災害

土砂災害発生状況(土石流)



広島市安佐南区



8

平成26年8月20日土砂災害

土砂災害発生状況(かけ崩れ)



9

2 土砂災害防止法

10

土砂災害防止法の概要

基礎調査の実施



土砂災害警戒区域

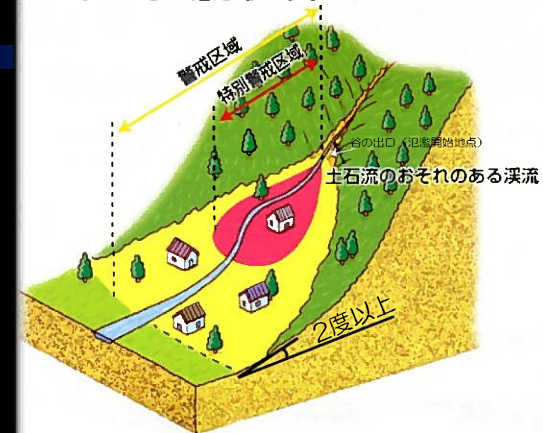
<土砂災害のおそれがある区域>

土砂災害特別警戒区域

<建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域>

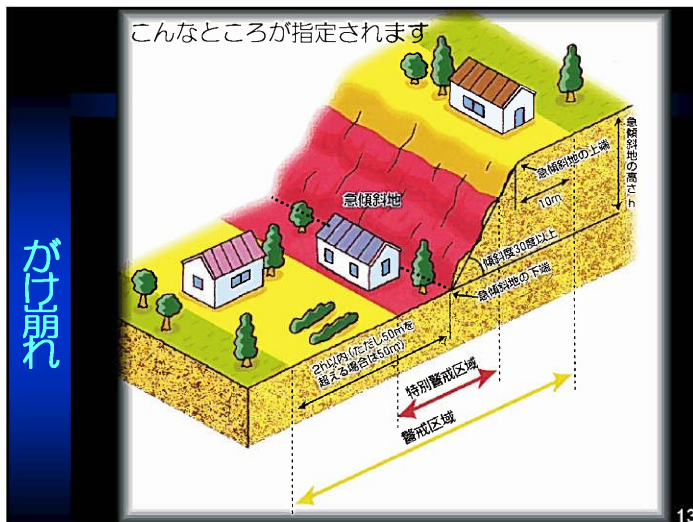
11

こんなところが指定されます



土石流

12



(参考) 土砂法と他の法律の違い

- 砂防法
 - ・砂防指定地
- 急傾斜地法 (急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)
 - ・急傾斜地崩壊危険区域
- 地すべり等防止法
 - ・地すべり防止区域

において、主に土砂災害の原因となる土砂移動現象の防止対策を講じる。

ハード対策

- 土砂災害防止法 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)
 - ・土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、警戒避難体制を整備し、避難に資する情報を提供するなどにより、土砂災害対策を推進する。

ソフト対策

14

3 広島県における指定状況

15

現在までの区域指定 (H29.11.2現在)

市町名	警戒区域	特別警戒区域	市町名	警戒区域	特別警戒区域
広島市	3,979	3,669	安芸高田市	166	149
呉市	2,908	2,597	江田島市	225	215
竹原市	1,157	993	府中町	26	25
三原市	496	473	海田町	46	45
尾道市	1,252	1,165	熊野町	37	35
福山市	1,750	1,643	坂町	58	53
府中市	553	471	安芸太田町	918	851
三次市	1,866	1,787	北広島町	815	782
庄原市	1,295	1,078	大崎上島町	86	73
大竹市	498	471	世羅町	838	757
東広島市	1,182	1,082	神石高原町	119	111
廿日市市	1,166	1,077	合計	21,436	19,602

16

4 各小学校区の指定区域

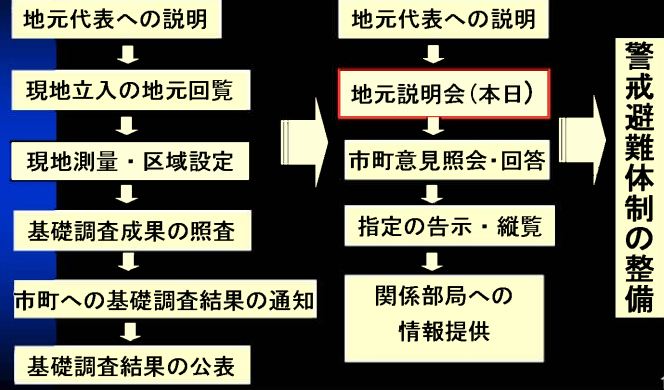
- ・港町小学校区
- ・両城小学校区
- ・呉中央小学校区
- ・荘山田小学校区
- ・明立小学校区の一部

17

基礎調査から警戒避難体制整備までの流れ

基礎調査

指定事務



18

これまでの経緯

○土石流・急傾斜(共通)

- ①平成26年度に、港町小学校区の一部で急傾斜の区域を指定
- ②平成28年度より土石流及び急傾斜の基礎調査を実施
- ③平成29年4月に荘山田小学校区及び明立小学校区の一部の基礎調査結果を公表
- ④平成29年7月に港町・両城・呉中央の各小学校区の基礎調査結果を公表

19

今回の指定予定区域について

○各小学校区の区域数

小学校区	種別	土石流		急傾斜	
		Y	R	Y	R
港町	新規	9	8	21	21
両城	新規	1	0	8	8
呉中央	新規	11	10	17	17
荘山田	新規	15	13	44	43
明立(一部)	新規	2	2	15	14
合計		38	33	105	103

土石流 警戒区域: 38箇所
(うち特別警戒区域: 33箇所)

急傾斜 警戒区域: 105箇所
(うち特別警戒区域: 103箇所)

20

5 基礎調査の方法

21

航空レーザー測量



3Dの地形データを取得し地図を作成

22

現地確認（土石流の場合）



基準地点の確認

23

現地確認（土石流の場合）



浸食深・浸食幅を実測

24

現地確認（土石流の場合）



土石流の流下方向の確認

25

現地確認（土石流の場合）



土石流の下流端の確認

26

現地確認（急傾斜の場合）



区域の起点と終点の確認

27

現地確認（急傾斜の場合）



斜面の下端の確認

28

現地確認（急傾斜の場合）



斜面の断面の確認

29

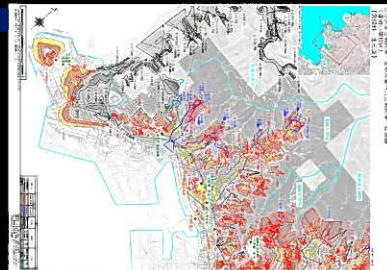
現地確認（急傾斜の場合）



土地の利用状況の確認

30

位置図



指定内容	指定区域			避難所		その他	
	急傾斜地(斜面)	土石流(斜面)	指定地	指定避難所	指定避難所	指定避難所	指定避難所
土砂災害警戒区域	黄色	赤色	指定地	指定避難所	指定避難所	指定避難所	指定避難所
土砂災害特別警戒区域	赤色	赤色	指定地	指定避難所	指定避難所	指定避難所	指定避難所
避難所	指定避難所	指定避難所	指定避難所	指定避難所	指定避難所	指定避難所	指定避難所

位置図についてはお手元の資料をご確認ください。
個別の区域についてのご質問は説明会終了後に受け付けます。

31

6 土砂災害警戒区域指定による避難体制の整備

32

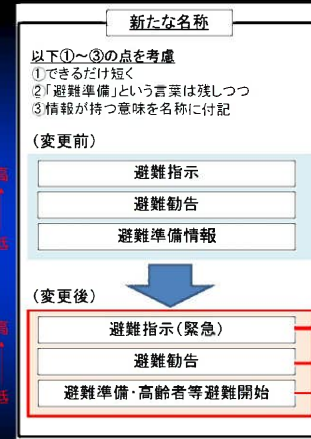
土砂災害警戒区域では



警戒避難体制の整備

土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。

避難情報の新たな名称について (H29. 1~)



行動のめやす

災害発生の危険が非常に高いか、すでに被害が出ている状態なので、一刻も早く避難する。

災害発生の可能性が高いので、避難を始める。

避難に時間のかかる人は避難、それ以外は避難準備をする。

【参考情報】 保存版 避難の手引き (大雨編)

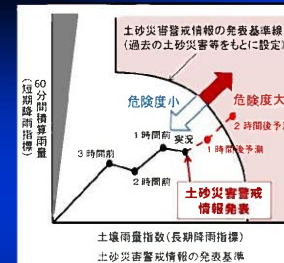


- 発行：呉市危機管理課
- 平成29年5月作成
- 市政だより6月号で配布
- 避難情報や開設予定避難所の情報などをまとめて掲載
- 呉市ホームページでも入手可能

ホームページアドレス

<https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/82/hinannotebiki.html>

【参考情報】 土砂災害警戒情報の発表



- 土砂災害発生の危険度が高まったときに発表される情報
- 広島県と広島地方気象台により共同で発表
- 避難に要する時間を考慮して、概ね2時間後に発表基準線を超えると予測される場合に発表

周囲の状況や雨の降り方にも注意し、土砂災害警戒情報等が発表されていなくても、危険を感じたら、躊躇することなく自主避難をお願いします。

7 土砂災害特別警戒区域 指定による規制等

37

土砂災害特別警戒区域では(1)

建築物の構造規制

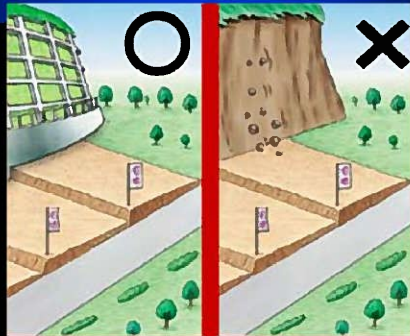


新築や増・改築をしようとする場合、想定される衝撃に対し、建築物が安全であるか建築確認が必要です。

38

土砂災害特別警戒区域では(2)

特定の開発行為に対する許可制



住宅宅地分譲や、老人ホーム、病院などの要配慮者関連施設の建築を行う場合の開発行為には許可が必要です。

39

土砂災害特別警戒区域では(3)

建築物の移転の勧告



著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転の勧告が図られる場合があります。

なお、移転される方には融資や資金の確保などの支援処置があります。

40

8 土砂法指定後の支援措置等

41

住宅・建築物安全ストック形成事業 による補助 (旧：がけ地近接等危険住宅移転事業)

生命に危険を及ぼすおそれのある区域(土砂災害特別警戒区域等)に建っている危険住宅を安全な場所に移転する場合、除却等費・建物費の一部が補助されます。



詳細は [呉市建築指導課](#)へ

42

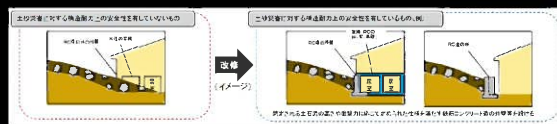
住宅・建築物安全ストック形成事業 による補助 (建築物土砂災害対策改修促進事業)

土砂災害特別警戒区域に建っている住宅・建築物であって、土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないものに対して、土砂災害対策改修費用の一部が補助されます。

- 補助率：改修工事費の23%
- 補助対象限度額(改修工事費の上限)：330万円
- 補助限度額：75万9千円



詳細は [呉市建築指導課](#)へ



43

『土地売買等の適正化』

宅地建物取引業法(35条)により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定がある土地の売買を行う際には、その事実を買い手に伝える事が義務化された。(「重要事項説明」)

売り手(不動産業者)
の義務

土砂災害警戒区域が指定された土地を売る場合には、購入希望者に対して、「指定されている」ことを予め説明する義務が課される

買い手(個人)
の権利

新規家屋購入等の際に、安全な土地を選定する情報が確実に得られる事となった。

44

固定資産税の減価措置

- 土砂災害**特別警戒区域**に指定された場合は、評価替えの年度(直近では、平成30年度)から、その土地における指定区域の割合に応じて、宅地等の固定資産税が減価されます。



詳細は 呉市資産税課 ^

45

9 指定後の土砂災害警戒区域等の確認方法

○縦覧図書の閲覧場所

- ・県庁土木建築局 土砂法指定推進担当
- ・広島県西部建設事務所 呉支所管理課
- ・呉市都市部 都市計画課

○インターネット(土砂災害ポータルひろしま) <http://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp>

46

確認方法ステップ①



①広島県のトップページから、「広島県防災WEB」へ移動します。

47

確認方法ステップ②



①広島県防災WEBから、「土砂災害ポータルひろしま」へ移動します。

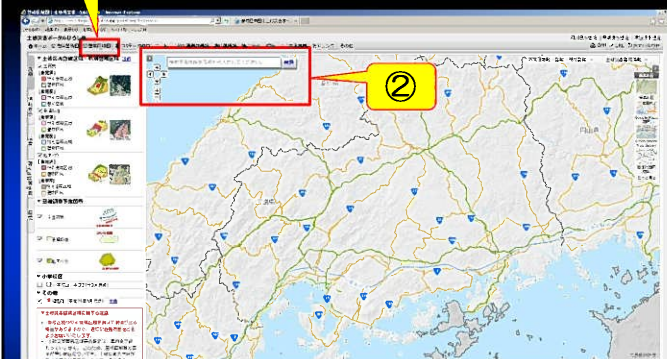
48

確認方法ステップ③



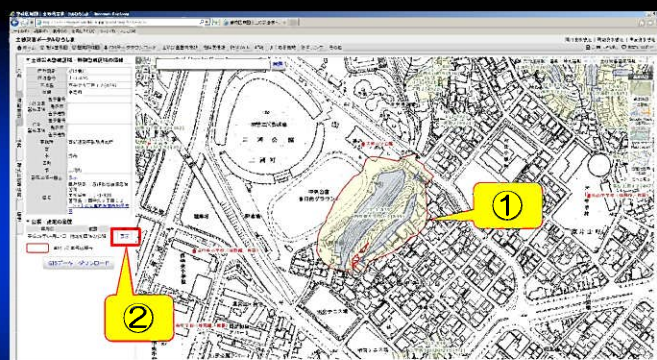
①で、ご利用上の注意を確認の上、②から「土砂災害警戒区域・特別警戒区域図」へ移動します。 49

確認方法ステップ④



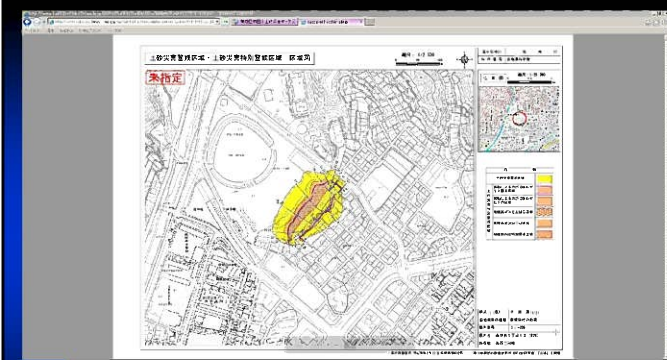
①が警戒区域図タブとなっていることを確認し、②で住所検索又は地図を拡大して目的の区域を探します。 50

確認方法ステップ⑤



目的の区域が見つかったら、①その区域を地図上でクリックし、公表・指定の履歴より、②表示の部分をクリックします。 51

確認方法ステップ⑥



選択した区域の区域図が、PDFファイル形式で表示されます。 52

まとめ

- 土砂災害防止法は、土砂災害から住民の生命身体を守るために施行されました。
 - ◆ 土砂災害防止法の主旨をご理解ください。
- 「自助」「共助」「公助」
 - ◆ 自分の身は自分で守る。
 - ◆ 地域で協力して防災力の向上を目指す。
 - ◆ 必要な情報を発信し自助・共助を支援。
- 行政の「知らせる努力」
 - ◆ 警戒区域等の指定により、土砂災害による被害のおそれのある箇所を明らかにします
 - ◆ 警戒避難体制を整備するなど、必要な処置をとります
- 住民の「知る努力」
 - ◆ 土砂災害から身を守るため「日頃の備え」と「早めの避難」を心がけてください。

53

すぐにできることから始めてみましょう

○広島県防災メール通知サービス

- ・県内の気象や雨量など、防災情報をメールで通知します。
- ・携帯電話から下記のアドレスに空メールを送信すると、折り返し登録用メールが届きます。

touroku@bousai-mail.pref.hiroshima.lg.jp

- ・二次元バーコード対応携帯電話をお持ちの方は、右のバーコードを読み取ることで登録用ページにアクセスできます。



○呉市防災情報メール配信サービス

- ・災害時に緊急かつ重要な防災情報を携帯電話やパソコンにメール配信するものです。

- ・携帯電話やパソコンから空メールを ans@bousai-kure.jp に送信してください

- ・二次元バーコード対応携帯電話をお持ちの方は、右のバーコードを読み取ることで登録用ページにアクセスできます。



いずれのサービスも、通送料以外は無料でご利用できます。

54

広島県からの説明は以上となります。

55

ハザードマップの作成・各戸配布

保存版 呉市土砂災害 ハザードマップ 〈中央地区〉

土砂災害防止法とは
土砂災害（土砂崩れ、土石流、河川氾濫）の発生を防止し、被害の軽減を図るため、土砂災害警戒区域等指定法に基づき、土砂災害の発生しやすい箇所を「土砂災害警戒区域」等に指定し、警戒避難体制を整備することです。

災害から身を守るために(大雨の場合)

- 気象庁による気象情報
- 大雨注意情報
●大雨警報
●大雨特別警報
- 大雨による土砂災害や河川氾濫の発生が予想される状況です。警戒の態勢に注意して、非常用経路の確保、避難ルートを確認し、早めの避難を心がけてください。
- 大雨による土砂災害や河川氾濫の発生が予想される状況です。土砂災害警戒区域等に指定された箇所は、早めの避難を心がけてください。
- 大雨による土砂災害や河川氾濫の発生が予想される状況です。土砂災害警戒区域等に指定された箇所は、早めの避難を心がけてください。

中央地区の全ての小学校区で土砂災害警戒区域等の指定が済み次第、ハザードマップを作成し、自治会を通じて各戸配布を行います。

中央地区には、呉中央小、港町小、両城小、荘山田小、明立小、長迫小、本通小、和庄小の8つの小学校区があります。

インターネットでの配信情報
呉市防災メール配信サービス
Ritsuryu City Disaster Information Email Distribution Service
http://www.kure-city.jp/infomail/